

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：平成31年4月1日～令和元年9月30日)

開催日時及び場所	令和元年11月28日(木) 午前10時00分から KH三番町プレイス 3階 第2会議室	
出席委員の氏名及び職業	中村 悦大(愛知学院大学 総合政策学部教授) 成川 献次(成川社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士) 織田 剛(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 日野 智仁(税理士法人烏谷税務研究センター 日野事務所 税理士) 丹下 美輪(聖カタリナ大学 人間健康福祉学部教授)	
抽出案件	総件数5件	
一般競争入札	2件	(備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。丹下委員が案件抽出。
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。	

意見・質問	回答
<p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>松山市姫ヶ浜荘解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札で業者が入札を辞退している理由は何ですか。 ・入札参加申請期間と入札期間はどのくらいですか。 ・6者から申し込みがあり、6者とも有資格者であったということですか。 ・入札に参加できる対象者はどのくらい想定していましたか。 ・入札公告はどのように行っていますか。 ・辞退業者に対するペナルティはありますか。 ・落札決定した業者が、契約しなかった場合、どうなりますか。 ・入札結果は公表されますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の入札参加資格申請をした後、業者が手持ち工事や配置技術者の状況等を検討した結果、入札を辞退したものと想定されます。 ・入札参加申請期間は、7月2日から12日まで、入札期間は7月18日から22日までとなっています。 ・申請のあった6者が有資格でありました。 ・解体工事に登録のあるAランクの市内業者、約23者を想定していました。 ・電子入札システム等で公告を行っています。 ・辞退業者に対するペナルティはありません。 ・入札参加資格停止の要件に該当する場合があります。 ・入札結果は事後公表しています。
<p>震対31基幹5号かきつばた系1号導水管布設替及び推進工事</p>	

・入札金額に差がない理由は。

・特定建設業は、一般建設業と何が異なるのでしょうか。

・失格判定基準は、入札時に各項目について判定しているのでしょうか。

・失格判定基準は、各項目のうち1項目でも下回ると失格になるのでしょうか。

・設計金額が高い工事は、失格判定基準があるのでしょうか。

・業者が暴力団関係であるか、市が調査することではなく、入札業者は暴力団ではないと判断するのでしょうか。

【指名競争入札】

太山寺団地給水ポンプ改修工事

・失格の理由はどのようなものですか。

・今回の工事は、設計金額が高くても、内容が特に複雑ということではないですし、過去に同種工事の入札を何度か執行していますので、各業者もその経験を基に入札金額についてもある程度精査することができるのではないかと考えています。

・元請業者が下請工事を発注するときに、土木一式工事の場合、下請金額が4,000万円以上の際には特定建設業の許可が必要になります。

今回の工事は設計金額が高い工事のため、下請工事が4,000万円以上になることを想定し、入札参加資格条件に追加しました。

・調査基準価格を下回った場合は、内訳書内の直接工事費等の項目を確認し、失格判定基準を下回っている項目があれば、低入札調査をすることなく失格としています。

・そのとおりです。

・5,000万円以上の工事で、調査基準価格を設定している場合は該当します。

・入札参加申請書類の中で、暴力団関係ではないと記載した用紙を提出していただき、また落札決定した後も、誓約書を改めて提出していただいています。

・最低制限価格を下回って入札したため、失格となりました。

・変動係数の範囲はどのくらいですか。

・変動係数の影響で失格となった業者はいま
すか。

・開札から落札決定までの流れはどのよう
になっていますか。

・失格した業者は、開札時点で失格したとい
うことが分かりますか。

改良3 1 移設1 1号市道河野五明線道路改 良工事に伴う送水管移設工事

・全者が失格となったらどうなるのでしょ
うか。

・入札不調後は、やり直すということでは
うか。

・指名も改めて行うのでしょうか。

・指名対象となる業者が多い中で、施工場所
の近隣で指名していますが、もし全者が失
格となって再度金額を見直されたうえで再
入札となった場合、指名業者は当初の指名
業者が中心になるのでしょうか。

・当初の指名業者を中心に指名業者を広げる
こともあるのでしょうか。

・1.00001 から 1.001 までの 100 通りとなっ
ています。

・失格となった3者のうち、2者が変動係数
の影響によるものでした。

・開札後、工事費内訳書等の審査を行い、そ
の後、落札決定となります。

・開札時点で失格したということが分かりま
す。

・不調となります。

・そのとおりです。

・時期や設計金額等を見直し、辞退された業
者等を考慮したうえで改めて指名し、再入
札します。

・変動係数の兼ね合いで失格になる場合もあ
り、変動係数がなければ、どこかの業者が
落札していたということもあります。

そういった場合は全者辞退されたという
わけではないので、基本的にはその地区の
ところで、当初の指名業者を中心に指名す
るなど、状況により判断します。

・当初の入札状況を見て、例えば指名業者数
を増やすなど、状況により判断します。

・最低制限価格と最低制限基準価格の違いは何ですか。

【随意契約】

北部浄化センター管理棟コントローラ盤ほか修繕

・今回の設備はどのくらいの期間で修繕していますか。

・この施設の修繕工事は、この業者と随意契約をするものですか。

・最低制限基準価格が、計算式に基づいて算出した金額で、この金額にその日の変動係数をかけて算出したものを最低制限価格としています。

・今回の電気設備は、耐用年数が約 15 年であったため、耐用年数の経過に合わせて修繕を行っています。

・その業者でしかできない部分については、随意契約になりますが、それ以外については競争入札となります。